

議案第 27 号

松阪市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の一部
改正について

松阪市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例（平成 18
年松阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の一
部を改正する条例

松阪市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例（平成 18
年松阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。